

概要

1 告示の背景

経済センサス - 活動調査（統計法（平成19年法律第53号）に基づく基幹統計調査）は、経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）の定めるところにより、我が国の全産業分野における事業所及び企業の経済活動の実態を全国的及び地域別に明らかにするとともに、事業所及び企業を調査対象とする各種統計調査の精度向上に資する母集団資料を得ることを目的として実施している。

本年の調査実施に当たり、経済センサス活動調査規則に基づき、次の2件を告示する。

2 経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件

（1）告示の趣旨

経済センサス活動調査規則第6条第1項の規定により、経済センサス - 活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣の定める様式による調査票により実施することとされており、また、同条第2項の規定により、総務大臣及び経済産業大臣は、様式を定めたときは告示することとされていることから、令和3年経済センサス - 活動調査の実施に当たり、その調査票の様式を定め、告示するものである。

（2）告示の内容

調査票（22種類）の様式を定める。

様式第1号から第21号は、甲調査（調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所以外の調査事業所が対象）において使用する様式である。

様式第22号は、乙調査（調査事業所のうち、国及び地方公共団体の調査事業所が対象）において使用する様式である。

なお、令和3年の本調査については、令和3年個人企業経済調査と同時一体的に実施するため、個人企業経済調査対象事業所については両調査の調査事項を盛り込んだ調査票により調査を実施するところ（本調査の調査計画の変更申請は、令和2年7月30日付けで総務大臣の承認済み）である。

あわせて、本告示に伴い、平成28年総務省・経済産業省告示第1号（経済センサス活動調査規則に基づき、調査票の様式を定める件）は廃止する。

3 経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件

（1）告示の趣旨

経済センサス活動調査規則第5条第2項の規定に基づき、東日本大震災の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産大臣が調査困難地域を定めて告示するものである。

（2）告示の内容

令和3年経済センサス - 活動調査における調査困難地域を定める。

あわせて、本告示に伴い、平成28年総務省・経済産業省告示第2号（経済センサス活動調査規則に基づき、調査困難地域を定める件）は廃止する。

4 施行期日

公布日（令和3年4月下旬（予定））

（「個人企業経済調査規則に基づく、調査票の様式を定める件の一部改正する件」（総務省）と同日を予定）

【参照条文】

○経済センサス活動調査規則（平成23年総務省・経済産業省令第1号）（抄）

（調査の対象）

第五条 [略]

2 前項に規定する「調査困難地域」とは、東日本大震災（平成二十三年三月十一日に発生した東北地方太平洋沖地震及びこれに伴う原子力発電所の事故による災害をいう。）の影響により経済センサス活動調査の実施が困難な地域として総務大臣及び経済産業大臣の定める地域をいう。

（調査事項等）

第六条 経済センサス活動調査は、総務大臣及び経済産業大臣が定める様式による調査票により、甲調査の場合には第一号に掲げる事項のうち調査事業所及び調査事業所を有する企業の業種、経営組織、従業者数その他の基本的な属性に応じて必要なものについて、乙調査の場合には第二号に掲げる事項についてそれぞれ行う。

一・二 [略]

2 総務大臣及び経済産業大臣は、前項の様式を定めたときは告示する。